

～新成人の皆さんへ～

20歳になったら国民年金

国民年金は、年をとったとき、病気や事故で障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、働いている世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。国民年金は、20歳以上60歳未満の方は加入することが義務付けられており、20歳になると日本年金機構から国民年金加入のお知らせが届きます。

将来の 大きな支え

国民年金は20歳から60歳までの方が加入し保険料を納める制度です。年金の給付は生涯にわたって保障されます。



老後のため だけではありません

- ▶障害年金
病気や事故で障害が残ったとき受け取れます。
- ▶遺族年金
加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族（「子のある配偶者」や「子」）が受け取れます。

1ヵ月あたりの保険料 16,540円（令和2年度）

※毎月400円の保険料を付加して納めることによって、将来多くの年金額を受け取れる制度もあります（付加年金）

お得
情報



現金
で納付する場合

保険料をまとめて前払い（前納）をすると保険料が割引されます。



口座振替・クレジットカード
で納付する場合

保険料をまとめて前払い（前納）や当月末納付（早割）すると保険料が割引されます。

※口座振替を利用すると、手間が省け、さらに払い忘れも防げて便利です。

学生の方は一般的に所得が少ないため、保険料の納付が猶予される国民年金保険料学生納付特例制度があります。詳しくは、右ページをご覧ください。

また、学生でない50歳未満の方で、所得が一定額以下の場合に保険料の納付が猶予される制度もあります。